

徳島県告示第六百二十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

令和四年十月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特別保護地区の名称	区 域	面積	存続期間	指定区分	指定目的
大歩危鳥獣保護区特別保護地区	三好市山城町上名の一般国道三二号と県道上名西宇線との交点の北約三五〇メートルの地点を起点とし、同所から稜線を西及び北西に進み三等三角点上名（標高八三九・六メートル）に至り、同所から稜線を北東に進み国道との交点に至り、同所から同国道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域並びに同市西祖谷山村新道のＪＲ土讃線と通称大谷との交点を起点とし、同所から同谷を東及び北東に約七〇メートル進んだ地点に至り、同所から稜線を南東に進み同市西祖谷山村徳善へ通ずる山道との交点に至り、同所から同山道を南西及び南に進み大歩危峡舟下り出発点へ通じる稜線との交点に至り、同所から同稜線を南西に進みＪＲ土讃線との交点に至り、同所から同線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域	一四四ヘクタール	令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで	森林鳥獣生息地	この区域は、三好市山城町及び西祖谷山村のＪＲ小歩危駅とＪＲ大歩危駅との中間地域の吉野川を挟んだ地域に位置する。ケヤキ、コナラ等の原生的な自然が多く残されており、一部にはヒノキ、スギ等の壮齢林との混交林も含まれ、多種多様な鳥獣の良好な生息地となっていることから、特別保護地区に指定し、良好な生息地の確保を図る。